

## 「精神科医療制度・法律」

### その他関連制度 「改正個人情報保護法」

改正個人情報保護法が 2017 年 5 月 30 日に全面施行されました。

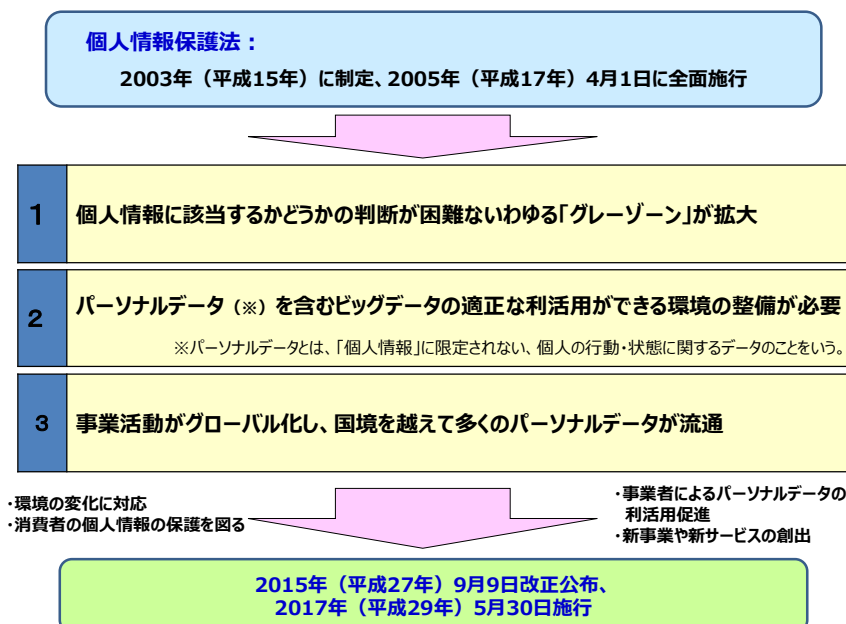
今回のその他関連制度では、「改正個人情報保護法」の概要をもとに、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 28 年 12 月 1 日及び平成 29 年 4 月 14 日改正）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A（事例集）（平成 29 年 5 月 30 日改訂）を交えて紹介します。

なお、改正及び新設箇所にはアンダーラインを、医療に関わる箇所には波線で示しています。

#### I. 法改正の背景：環境の変化に対応した法改正

個人情報保護法は、IT 社会の急速な進展や国際的な情報流通の拡大・IT 化を背景に、平成 15 年 5 月 30 日に公布（平成 15 年法律第 57 号）され、平成 17 年 4 月 1 日より全面施行されました。

しかし、法施行後 10 年以上が経過し、消費者や事業者を取り巻く環境が様々な変化していることから、環境の変化に対応しながら消費者の個人情報保護を図りつつ、事業者によるパーソナルデータの円滑な利活用を促進させて、新産業・新サービスを創出する環境整備を目的に、平成 27 年 9 月 9 日に改正、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されました。



「個人情報の利活用と保護に関するハンドブック」（個人情報保護委員会）<http://www.ppc.go.jp/personal/pr/> を加工して作成

(審) 17Ⅷ028

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## II. 改正個人情報保護法のポイント

平成27年9月9日に改正公布された個人情報保護法は、平成28年1月1日に一部施行され、平成29年5月30日に全面施行されました。

### 平成28年1月1日施行

1	個人情報保護委員会の新設
---	--------------

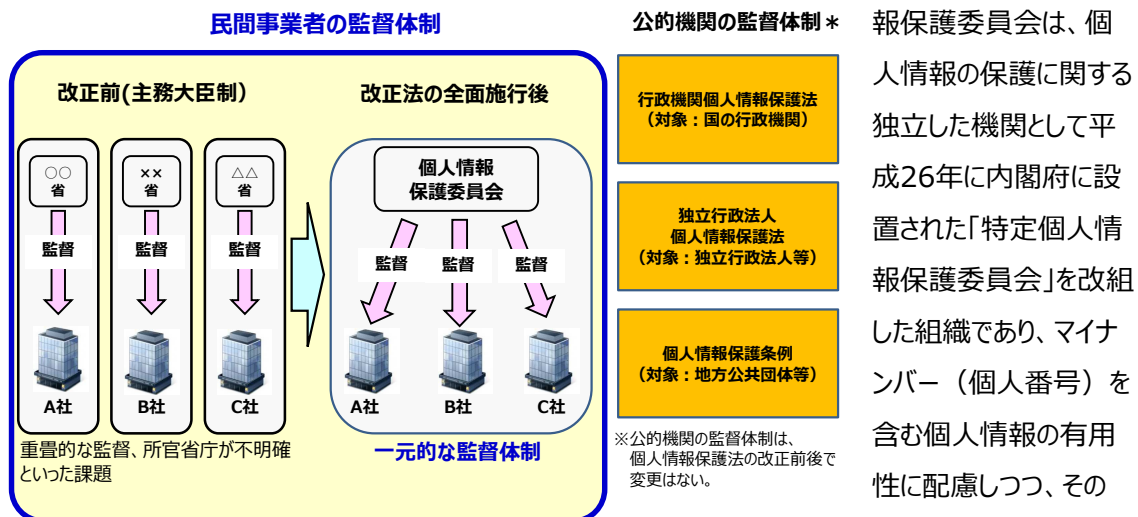
### 平成29年5月30日施行

2	個人情報の定義の明確化
3	個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備
4	いわゆる名簿屋対策
5	その他

「個人情報保護法の基本」(個人情報保護委員会) [http://www.ppc.go.jp/personal/pr/28\\_national-briefing\\_chusho/](http://www.ppc.go.jp/personal/pr/28_national-briefing_chusho/) を加工して作成

### 1. 個人情報保護委員会の新設（平成28年1月1日施行）

- 改正法の一部施行により、平成28年1月1日に個人情報保護委員会設置
- 主務大臣が有している監督権限を改正法の全面施行時に個人情報委員会へ一元化



新設された個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する独立した機関として平成26年に内閣府に設置された「特定個人情報保護委員会」を改組した組織であり、マイナンバー（個人番号）を含む個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。個人情報保護委員会では、各分野の主務大臣が有していた民間個人情報事業者に対する監視や監督権限を個人情報保護委員会に移管して一元化しました。また、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の広報や啓発、苦情の申出についての必要なあつせん等を行い、個人情報の適正な取扱いの確保を図ります。

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## 2. 個人情報の定義の明確化（平成29年5月30日施行）

個人情報を利活用する際のグレーゾーンを解消するため、個人情報の定義を明確化するとともに、個人識別符号や要配慮個人情報の規程を新設しました。

### （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の明確化

改正前の「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」とされていました。

つまり「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報でもあり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているか否かは問われません。

改正により、「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等」の後段に「文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く）」及び「個人識別符号が含まれるもの」が追加され、個人情報の定義が明確化されました。

医療機関等においては、従前と同じで「診療録、処方せん、看護記録、紹介状、退院した患者に係る診療経過の要約、調剤録等」に記載された氏名、生年月日、その他記述等の特定の個人を識別する記載が個人情報に該当します。

### （2）個人識別符号の新設

個人情報の個人識別符号とは、身体の特徴のいずれかを電子計算機で使用するため変換した文字、番号、記号その他の符号のうち「特定の個人を識別できるものとして定められたもの」とされており、個別に政令や規則で指定されます。

①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

⇒DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋

②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号 ⇒ 公的な番号

（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等）

※他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、改正後も個人情報に該当します。

医療機関等では、健康保険法に基づく被保険者証や高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号等が②に該当するため、当該記号、番号及び保険者番号のいずれもが含まれる公的な番号は、個

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

人情報として明確化されました。（※ガイドンスQ&A 総論 2-3参照）

（※記号が元々無い場合は、番号及び保険者番号の2つで個人情報に該当します。）

## （3）要配慮個人情報規定の新設

### 1) 要配慮個人情報とは

新設された要配慮個人情報とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに一段高い配慮を要する機微な情報であり、政令で下記記述等が定められました。

- ①本人の人種    ②信条    ③社会的身分    ④病歴    ⑤犯罪の経歴
- ⑥犯罪により害を被った事実    ⑦身体障害・知的障害・精神障害、心身の機能の障害があること
- ⑧医師等により行われた健康診断等の結果
- ⑨健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- ⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、拘留、控訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑪本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

ただし、例外的に下記のような場合は本人の同意を得る必要はありません。

- A. 法令に基づく場合。
- B. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- C. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意をえることが困難であるとき。
- D. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- E. 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護委員会規則で定める者等により公開されている場合。
- F. その他上記に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として取得に本人の同意を得る必要があり、本人の同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト手続き）は認められていないことから、注意が必要です。

※オプトアウトとは、個人情報取扱事業者が第三者に提供する個人データ（要配慮個人情報を除く）を、本人の求めに応じて提供を停止することになっている場合であって、あらかじめ、第三者への提供を

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

利用目的とすることや提供されるデータの項目等について本人に通知又は本人が知り得る状態にした上で、本人の同意を得ることなく第三者に提供することです。

ただし、医療で扱われる要配慮個人情報とは、「同意があったもの」とされる事例や前述「AからF」に示される「例外に該当する」事例に該当すると考えられています。そのため、医療機関等において要配慮個人情報の取得や第三者提供に、本人の同意を得る事例は限定的になると考えられます。

## 2) 医療機関等における要配慮個人情報取得時の本人の同意について

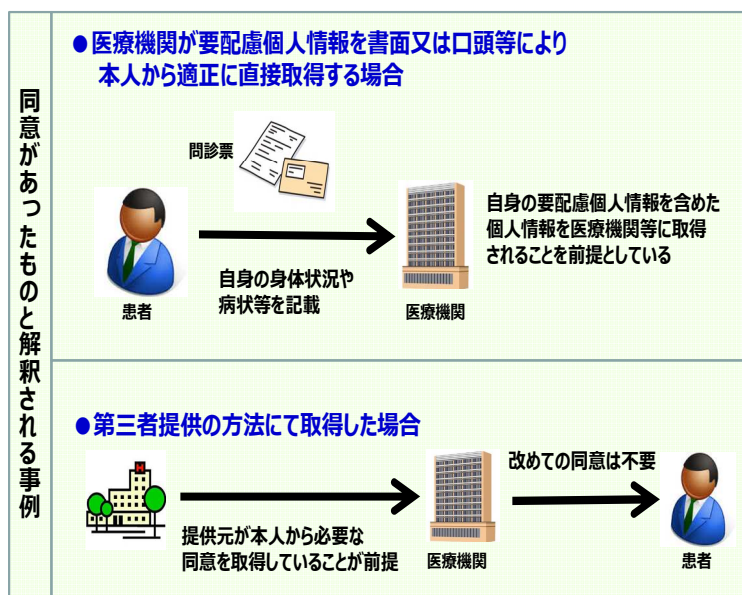
医療機関等で想定される要配慮個人情報とは、下記等に含まれている情報です。

- ・診療録などの診察記録や介護関係記録に記載された病歴
- ・診察や調剤の過程で、患者の身体状況、病状、治療などについて、医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報
- ・健康診断の結果及び保健指導の内容
- ・障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実
- ・犯罪により害を被った事実等

医療機関等では、適切な医療を提供して患者の傷病を回復したり、公的医療保険への保険請求を行うため、患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することは不可欠です。

例えば、患者が医療機関の受付等で、問診票に患者自身の身体状況や病状などを記載し、保険証とともに受診を申し出るとは、患者自身が自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関等に取得されることを前提にしていると考えられます。

要配慮個人情報の取得は、あらかじめ本人の同意が必要ですが・・・



そのため、医療機関等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、情報取得に本人が同意していると考えられています。

また、医療機関等が要配慮個人情報を第三者提供の方法で取得（受領）した場合は、既に提供元が必要な同意を取得していることが前提となるため、提供を受けた医療機関等が改めて本人から同意を得る必要はないと解釈されています。

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

例外的に、書面又は口頭等により本人から適正に直接取得していなくても本人の同意を得る必要が無い場合としては、下記事例が示されています。

- ・急病その他の事態が生じたときに、本人の病歴等を医師や看護師等の医療従事者が家族から聴取する場合（Bの事例）。
- ・児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、医療機関等において、他の関係機関から当該児童生徒の保護事件に関する手続きが行われた情報を取得する場合（Cの事例）。
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報のうち被害を被った事実に関する情報を、児童相談所、警察、学校、病院等の関係者が、他の関係機関から取得する場合（Cの事例）。
- ・医療機関や介護関係事業者が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、その個人情報を取得する場合（Dの事例）。
- ・身体の不自由な方が医療機関等を受診し、院内において情報を共有するためにカルテ等に記載した場合（目視による取得）や、身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに写り込んだ場合（撮影による取得）（Fの事例）。

なお、要配慮個人情報を法に定める委託、事業継承又は共同利用で取得する場合も、第三者提供に該当しないため、あらかじめ本人の同意を得る必要はないとされています。

## ※ガイドンスQ&Aより

- Q：平成27年改正の施行（平成29年5月30日）前に取得した個人情報であって、施行後に要配慮個人情報に該当することとなった場合、改めて取得について本人同意を得る必要がありますか。
- A：平成27年の改正前に適法に取得した個人情報が施行後に要配慮個人情報に該当したとしても、改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。 （Q&A 総論 Q2-5）

Q：患者の診療記録等を他の医療機関等へ提供する場合、改めて本人から同意を得る必要がありますか。

A：他の医療機関等への情報の提供のうち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ、個人情報の利用目的として院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられます。

なお、傷病の内容によっては、患者の傷病の回復等を目的とした場合であっても、個人データを第三者提供する場合、あらかじめ本人の明確な同意を得よう求められる場合も考えられ、その場合、医療機関等は、本人の意思に応じた対応を行う必要があります。

（参照：ガイドンス p 34）

（Q&A 各論 Q2-8）

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## 3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備（匿名加工情報の利活用の新設）

個人情報を含むパーソナルデータの取得・収集・分析・流通が、社会経済活動及びイノベーションや経済成長における重要な役割を果たすようになってきています。今後、IoT、AI等の普及に伴い、従来よりも更に多くのデータを取得・分析することが可能となっていく中、個人情報を含むパーソナルデータの利活用の環境を整える重要性が増しています。

※ IoT : Internet of Things (モノのインターネット)、AI : Artificial Intelligence (人工知能)

また、国境を越えた情報の流通が加速し、海外へサービス提供を行う事や海外事業者のサービス提供を受けることも容易となる中で、適正な取扱いを確保し利用者の信用を得ながら、国内の事業者や関係機関が国内外の様々な個人情報を含むパーソナルデータを活用して多様なサービスを提供できる環境の整備が極めて重要となっています。

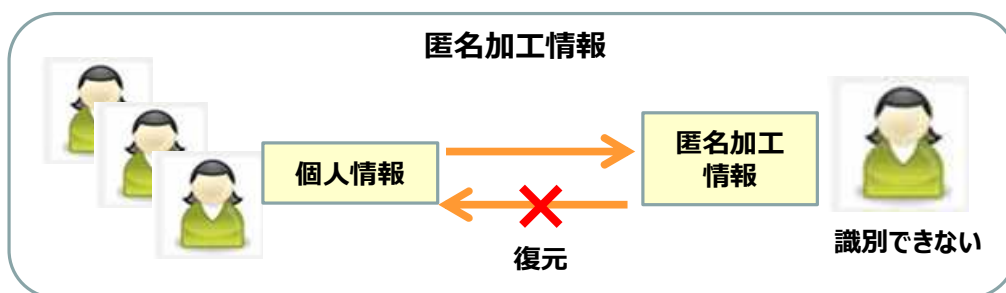
匿名加工情報は、このような要請に応え個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（作成時や第三者提供の公表等）の下、自由な流通・利活用の促進を目的に新設されました。

### (1) 匿名加工情報とは

匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報であり、加工により特定の個人を再識別(復元)することができないようにした情報です。

「特定の個人を識別できるようにする」とは、単体又は複数の情報から社会通念上、特定の個人が判断できるものであり、一般人の判断又は理解力で具体的な人物と情報の間に同一性を認めることができるかどうかで判断されます。

「再識別（復元）できないようにする」とは、匿名加工情報から匿名加工情報作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別する記述等や個人識別符号の内容を同定すること等で、匿名加工情報を個人情報に戻すことが通常の方法ではできない状態にすることです。



そのため、「特定の個人を識別できないように個人情報を加工すること」や「再識別（復元）できないようにする」ことは、あらゆる手法を使っても特定や再認識（復元）ができないように技術的側面からの可能性を全て排除することまで求めるものではありません。

少なくとも一般人及び一般的な事業者の事業者能力、手法等を基準として、その情報を通常の方法では特定や再識別（復元）できない状態にすることを求めています。

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## 《想定される加工の事例》

☆氏名、住所、生年月日を含む個人情報を加工する場合に次の1から3の措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は日を削除し、生年月に置き換える。

匿名加工情報の作成方法の基準は、個人情報保護委員会規則で定められおり、個人情報の保護に関する法律のガイドライン「匿名加工情報編」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）が示されています。 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines04.pdf>

## ※ガイドンスQ&Aより

Q:「匿名化」された情報と「匿名加工情報」との違いは何でしょうか。

A:「匿名化」は、個人情報から、氏名、生年月日、住所、個人識別符号等、個人を識別することができる情報を取り除くことですが、症例や事例により、匿名化を行ってもなお特定の個人が識別できる場合には個人情報に該当することもあり得ます。

他方、「匿名加工情報」については、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものであり、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って加工する必要があります。 (Q&A 総論 Q2-12)

## 4. いわゆる名簿屋対策（第三者提供を確保するための規定の新設）

過去に発生した民間企業からの約3,500万件に及ぶ個人データの大規模漏えい事案を契機として、いわゆる名簿業者を介在し、違法に入手された個人データが社会に流通している実態が認識されたことから、個人データの適正な第三者提供を確保するための規定が新設されました。

改正により、オプトアウト手続きで個人データを第三者提供しようとする個人情報取扱事業者（主な対象は名簿業者）は、個人情報保護委員会へのオプトアウトに係る届出や届出の内容をインターネット等で公表すること等の規定が新設され、違法に入手された個人データの流通抑止が図られました。

また、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを提供する場合（提供）や、第三者から個人データの提供を受ける場合（受領）は、第三者の氏名等の記録を作成・保存することが求められることとなりました。

ただし、法令に基づいて個人データを提供する場合や他の医療機関と連携する場合等では確認・記録の義務が適用されないことから、医療機関では、提供や受領時に第三者の氏名等の記録作成は殆どの事例で求められません。



# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## ～ 記録義務 ～

### ≪提供者の記録事項≫

	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データの項目	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○

### ≪受領者の記録事項≫

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの第三者提供		○	○	○	○		

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）を基に作成

## （１）第三者提供に係る記録の作成等

個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供したとき、個人データを提供した年月日、第三者（個人データの受領者）の氏名又は名称等を記録し、一定期間保存することが必要となりました。

### 1）第三者提供に係る記録の作成

第三者提供に係る記録の作成は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用い、原則として個人データの授受の都度、速やかに記録します。

ただし、一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することが可能です。

また、本人に対する物品又は役務の提供に係わる契約を締結し、その契約の履行に伴って、契約の相手方を本人とする個人データを医療・介護関係事業者から第三者に提供する場合は、その提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、契約書その他の書面を記録とすることが可能となっています。

その他、代行による記録の作成としては、提供者、受領者のいずれも記録の作成方法、保存方法が同じであることから受領者は提供者の記録義務の全部又は一部を代替して行う事ができます。（提供者と受領者の記録事項の相違については、留意する必要があります。）

なお、この場合であっても提供者及び受領者は自己の義務が免責されるものではないので、実質的に自ら記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければなりません。

### 2）第三者提供に係る記録事項

a：本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合には、

- ①本人の同意を得ている旨

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

- ②第三者の氏名又は名称その他の第三者（受領者）を特定できる事項
- ③個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ④個人データの項目 の記録が必要です。

b：オプトアウトにより第三者提供を行う場合には、

- ①個人データを提供した年月日
- ②第三者の氏名又は名称その他の第三者（受領者）を特定できる事項
- ③個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ④個人データの項目 の記録が必要です。

ただし、複数回にわたって同一人物の個人データを授受する場合は、同一の内容を重複して記録する必要が無いことから、記録を省略することが可能です。

### 3) 第三者提供記録の保存期間

医療・介護関係事業者は、作成した記録を規則で定められた期間、保存しなければなりません。

保存期間は、記録の作成方法によって下記のように異なる事から留意が必要です。

記録の作成方法の別	保存期間
契約書の代替手段による方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して <u>1年</u> を経過する日までの間
一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して <u>3年</u> を経過する日までの間
上記以外の場合	<u>3年</u>

### 4) 第三者提供で記録義務が適用されない場合

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供した際に、提供した第三者の氏名等を記録しなければなりません。記録義務が適用されない場合もあります。

記録義務が適用されない場合とは①提供する第三者が国の機関や地方公共団体等である場合（法第2条第5項第1号～4号に該当する場合）②法令に基づいて個人データを提供する場合や人（法人）の生命・身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合等（法第23条第1項1号～4号である場合）③個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される等、第三者に該当しない場合（法23条第5項第1号～3号である場合）④本人に代わって提供している場合⑤本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合です。

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

① 法第2条	国の機関（第5項第1号）	地方公共団体（第5項第2号）
	独立行政法人（第5項第3号）	地方独立行政法人（第5項第4号）
② 法第23条	法令に基づいて個人データを提供する場合（第1項第1号） 例）審査支払機関へのレセプト提出	
	人（法人）の生命・身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合（第1項第2号）	
	公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要がある場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合（第1項第3号）	
	国の機関等が法令で定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第1項第4号）	
	③ 第三者に該当しない	個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（第5項第1号）
合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合（第5項第2号）		
特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき（第5項第3号）		
④本人に代わって提供している場合	例）患者等に提供する医療サービスのうち、他の医療機関等からの照会への回答	
⑤本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合	例）家族等への病状説明	

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 厚生労働省 平成29年4月14日改正 を基に作成

## a) 医療・介護事業者における第三者提供で記録義務が適用されない事例

個人情報取扱事業者である医療・介護関係事業者も、上記①～③に該当する場合には、記録義務が適用されません。

また④の事例として、病院、診療所等との連携や他の医療機関等から紹介への回答すること等は、本人に代わって提供しているとみなされることから記録義務は適用されません。

および⑤の事例として、本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合も、本人に対する提供とみなされることから、記録義務は適用されません。

ただし、上記①から⑤に該当しない場合で、医療・介護関係事業者が個人データを第三者に提供したときは、記録の作成及びその記録を保存しなければなりません。

### ◇本人に代わって提供している場合の事例

・医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
・他の医療機関等からの照会への回答
・患者の診療等に当たり、外部の医師等に意見・助言を求める場合
・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

### ◇医療機関等にて本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合

・家族への病状説明
-----------

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## (2) 第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成

### 1) 第三者提供を受ける際の確認

医療・介護関係事業者は、第三者から個人データの提供を受ける際に、データを提供する第三者に対して次の確認が必要です。

- ・第三者(提供者)の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・第三者による個人データの取得の経緯
- ・法の遵守事項の確認が望ましい  
(例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表等)

### 2) 第三者提供を受けた際の記録の作成

第三者提供の記録の作成と同じ事項が求められます。[P 9 4-(1)-1) 参照]

### 3) 第三者から提供を受けた際の記録事項

a : 本人の同意に基づき個人データの第三提供を受ける場合は、

- ①本人の同意を得ている旨
- ②第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ③第三者による当該個人データの取得の経緯
- ④個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ⑤個人データの項目  
の記録が必要です。

b : オプトアウトにより第三者提供を受ける場合には、

- ①個人データを提供した年月日
- ②第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ③第三者による当該個人データの取得の経緯
- ④個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ⑤個人データの項目
- ⑥個人情報保護委員会より公表されている旨  
の記録が必要です。

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

c：私人により第三者提供を受ける場合には、

- ① 第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 第三者による当該個人データの取得の経緯
- ③ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定できる事項
- ④ 個人データの項目

の記録が必要です。

ただし、複数回にわたって同一人物の個人データを授受する場合は、同一の内容を重複して記録する必要が無いことから、記録を省略することが可能です。

### 3) 第三者提供を受けた記録の保存期間

保存期間は、第三者提供記録の保存期間と同じです。[ P 10 4 - ( 1 ) - 3 ) 参照]

### 4) 第三者提供を受ける際に記録義務が適用されない場合

法 第2条	国の機関（5項第1号）	地方公共団体（5項第2号）
	独立行政法人（5項第3号）	地方独立行政法人（5項第4号）
法 第23条	法令に基づいて個人データを提供する場合（第1項第1号） 例）審査支払機関へのレセプト提出	
	人（法人）の生命・身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合（第1項第2号）	
	公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要がある場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合（第1項第3号）	
	国の機関等が法令で定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第1項第4号）	
	個人情報取扱事業者は利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（5項第1号）	
	合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合（5項第2号）	
	特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき（第5項第3号）	
本人に代わって提供された場合		
本人と一体と評価できる関係にある者に該当する場合		
受領者にとって個人データに該当しない場合		
受領者にとって個人情報に該当しない場合 例）提供者で管理しているID番号のみが付されたデータの提供を受けた場合		

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 厚生労働省 平成29年4月14日改正 を基に作成

個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供を受ける時に受領した第三者の氏名等を記録しなければなりません、記録義務が適用されない場合もあります。

記録義務が適用されない場合とは、第三者提供で記録義務が適用されない場合 [ P 10 4 - ( 1 ) - 4 ) ] に加え、提供者にとっては個人データであっても受領者にとっては個人データに該当し

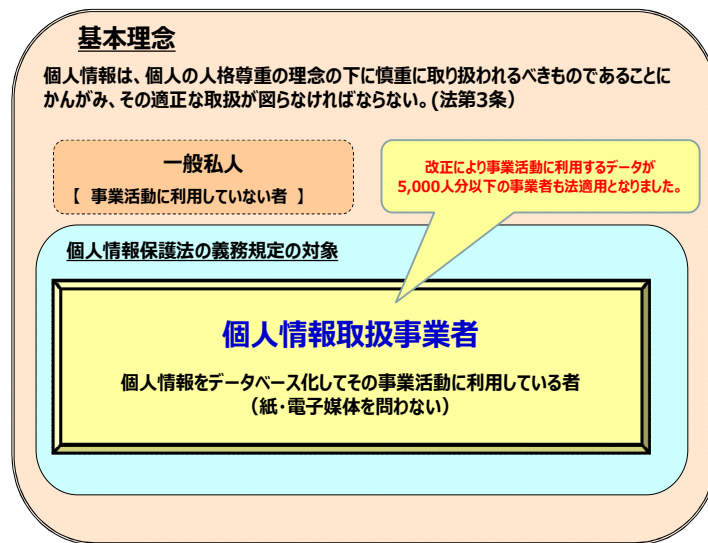
# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

ない場合や、受領者にとっては個人情報に該当しない場合も適用外となります。

受領者にとって個人情報に該当しない場合とは、提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受けた場合や、提供者で管理している I D 番号のみが付されたデータの提供を受けた場合が該当します。

## 5. その他

### (1) 個人情報取扱事業者の範囲変更



(審) 17IV108 「よくわかる個人情報保護法のしくみ<改訂版>」(個人情報委員会) <http://www.ppc.go.jp/personal/pr/> を加工して作成

個人情報データベース等を事業に使用している者が「個人情報取扱事業者」です。

ただし、①国の機関、②地方公共団体、③独立行政法人等、④地方独立行政法人、⑤個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は個人情報取扱事業者に該当しませんでした。

改正により、事業で取り扱う個人情報数の多寡に規定が無くなったことから、⑤個人情報データベース数が5,000を超えない事業者も個人情報取扱事業者に該当することになりました。

### (2) 医療・介護関係事業者が講ずべき安全管理措置の具体化

個人情報に関する「ガイドラインの共通化の考え方について(平成20年7月内閣府)」が平成26年11月に改正されたことを受け、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインが平成28年12月に一部改正されました。

主な改正は、1) 個人情報の適正な取得に関する事項、2) 安全管理措置として考えられる事項、3) 業務を委託する場合の留意事項に係る事項です。

#### 1) 個人情報の適正な取得に関する事項(努力義務の追加)

「その他の事項」に、第三者提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認するとともに、実際に個人情報を取得する際には、その個人情報の取得方法等を確認するよう努めること。なお、その個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他の不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対処することが望ましいと追加されました。

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## 2) 安全管理措置として考えられる事項

医療・介護関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、物理的、及び技術的安全管理措置等を講じなければなりません。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じる事が求められます。

なお、その際には、個人データを記憶した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じる事も必要です。安全監置措置として考えられる事項のうち、個人情報保護推進のための組織体制等の整備、物理的の安全管理措置（盗難・紛失防止措置）、技術的の安全管理措置（アクセス管理措置）に具体的な措置が追加されました。

<p>個人情報保護推進のための組織体制等の整備</p>	<p>①従業者の責任体制の明確化を図り、具体的な取組を進めるため、医療における個人情報保護に関し十分な知識を有する管理者、監督者等（例えば、役員などの組織横断的な監督が可能な者）を定める。又は個人情報保護の推進を図るための部署、若しくは委員会等を設置する。</p> <p>②医療・介護関係事務所でやっている個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行うべき事項について適切な改善を行う。</p>
<p>物理的の安全管理措置（盗難・紛失防止措置）</p>	<p>①個人データの盗難・紛失等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退館（室）管理（権限者以外立入禁止、入退記録、名札を着用）の実施</li> <li>・盗難等に対する予防対策の実施</li> </ul> <p>（例：カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出しの禁止又は検査の実施等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器、装置等の固定など物理的な保護</li> </ul> <p>②不正な操作防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン・パソコン等の記録機能を有する機器の接続制限及び機器の更新への対応</li> </ul>

## 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

<p>技術的安全管理措置 (アクセス管理措置)</p>	<p>«個人データの盗難・紛失等の防止»</p> <p>①個人データに対するアクセス管理（ID、パスワード等による認証、業務に必要な範囲のアクセスシステム構成の採用）等</p> <p>②個人データに対するアクセス記録の保存</p> <p>③<b>不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認</b></p> <p>④個人データに対するファイアウォールの設置</p> <p>⑤<b>情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認</b></p> <p>⑥<b>ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）</b></p>
---------------------------------	--

太字部新規追加

### ※ガイドンスQ&Aより

Q: 医療・介護関係事業者において個人データが漏えいしてしまった場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。

A: 医療・介護関係事業者において個人データの漏えい等の事故が発生した場合には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」に基づき、迅速かつ適切に対応する必要があります。

まず、事故を発見した者が事業者内の責任者等に速やかに報告するとともに、事業者内で事故の原因を調査し、影響範囲を特定して引き続き漏えい等が起きる可能性があれば、これ以上事故が起こらないよう至急対処する必要があります。

また、関係する患者・利用者等に対して事故に関する説明を行うとともに、個人情報保護委員会（ただし、個人情報保護法第47条第1項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である医療・介護関係事業者は、所属の認定個人情報保護団体）に報告する必要があります。

さらに、このような漏えい等の事故が今後発生しないよう、再発防止策を講ずる必要があります。

(Q&A 各論 Q3-7)

波線部新規追加



# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## 3) 業務を委託する場合の留意事項

業務委託や再委託時の留意事項に、具体的な安全管理措置等が追加されました。

- ・個人情報を適切に取り扱っている事業者を委託先（受託者）として選定する。  
（受託者の安全管理措置が、少なくとも法の安全管理措置で求められているものと同等であることを確認するため、安全管理措置として考えられる事項の内容が、委託する業務内容に応じて確実に実施されることについて、受託者の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴き、又はこれに代わる合理的な方法により確認を行った上で、個人情報保護に関する管理者、監督者等が、適切に評価することが望ましい。）
- ・契約において、個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込む。  
（委託期間中のほか、委託終了後の個人データの取扱いも含む。）
- ・受託者が、委託を受けた業務の一部を再委託することを予定している場合は、再委託を受ける事業者の選定において個人情報を適切に取り扱っている事業者が選定されるとともに、再委託先事業者が個人情報を適切に取り扱っていることが確認できるよう契約において配慮する。  
（再委託の可否及び医療・介護関係事業者への文書による事前報告又は承認手続を求める等の事項を定めることが望ましい。）

波線部 新規追加

## ※ガイドンスQ&Aより

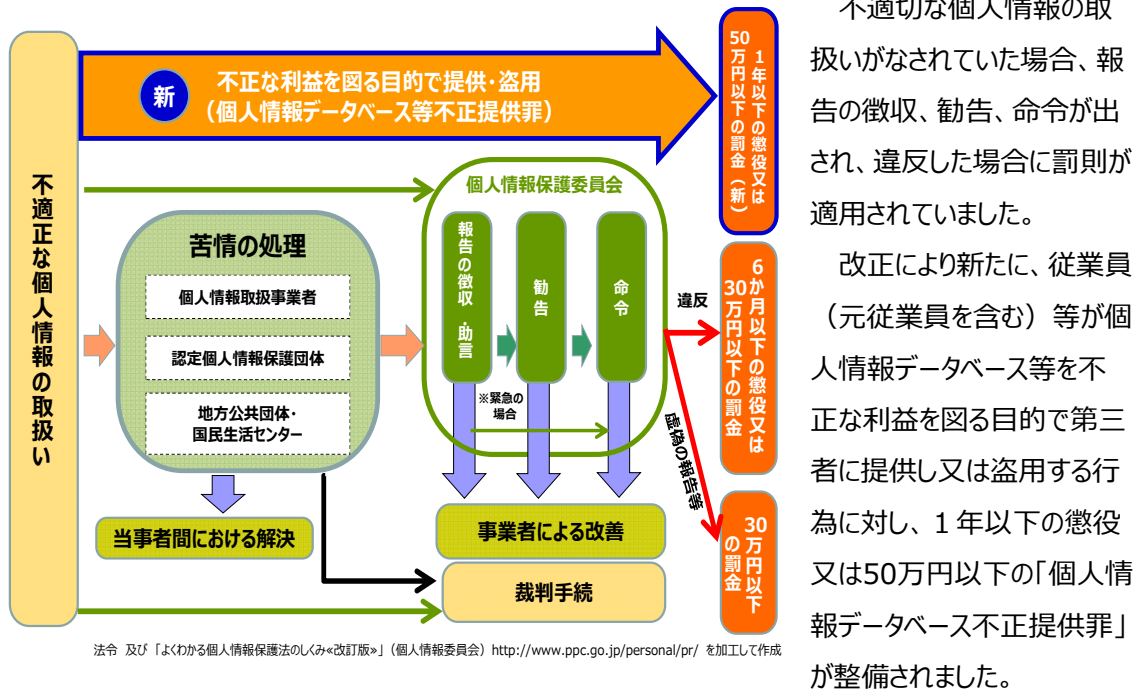
- Q: 委託先において個人データが漏えいしてしまった場合の対応はどのようにすればよいでしょうか。
- A: 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合には、委託先から速やかに報告を受け、医療・介護関係事業者としても事業者内における事故発生時の対応と同様に、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」に基づき、適切に対応することが必要です。
- このためには、業務を委託する際に、委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先と医療・介護関係事業者との間の報告連絡体制を整備しておくことが必要です。
- なお、医療・介護関係事業者としては、当該事故が発生した原因を調査した上で、必要に応じて委託先に対して改善を求める等の適切な措置を講ずることも必要です。

(Q&A 各論 Q3-8)

波線部 新規追加

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

## (3) 新たな罰則の整備



不適切な個人情報の取扱いがなされていた場合、報告の徴収、勧告、命令がなされ、違反した場合に罰則が適用されていました。

改正により新たに、従業員（元従業員を含む）等が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し又は盗用する行為に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の「個人情報データベース不正提供罪」が整備されました。

### ※ガイドンスQ&Aより

Q: 仮に個人データの漏えいが発生した場合、従業者も個人情報保護法に基づき罰せられますか。

A: 個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対する義務等が課せられていますので、個人データの漏えいが発生した場合には、事業者における安全管理措置や従業者への監督義務が適切に行われていなかったのではないかとすることで責任を負う可能性があります。

また、個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、同法第83条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科される可能性があります。

従業者に対しては、医師等の医療従事者については刑法や各資格法で規定されている守秘義務違反に、介護関係事業者の従業者については介護保険関係法令で規定されている守秘義務違反に、また、資格を有しない従業者についても、業務の内容によっては（不妊手術、精神保健、感染症など）関係法律により規定されている守秘義務違反に問われる可能性があります。

なお、漏えい等により権利を侵害された者から民事上の責任を問われる可能性もあります。

(Q&A 総論 Q6-2)

# 精神科医療情報総合サイト「e-らぼ〜る」

◀ 参考資料：個人情報保護委員会HP・厚生労働省HPより ▶

1. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
全面施行の日（平成29年5月30日）時点  
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>
2. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン・Q&A等  
「通則編」、「匿名加工情報編」、「第三者提供時の確認・記録義務編」  
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>
3. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン  
厚生労働省 平成28年12月1日  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
4. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス  
個人情報保護委員会・厚生労働省 平成29年4月14日  
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/guidelines/#iryokanren>  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
5. 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ & A  
(事例集) 個人情報保護委員会・厚生労働省 平成29年5月30日  
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/guidelines/#iryokanren>  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

以上